埼玉県高等学校新聞連盟規約

- 第1条 本会は、埼玉県高等学校新聞連盟と 称し、本部を理事長校に置く。
- 第2条 本会は、埼玉県内に於ける高等学校 新聞の健全な発展向上に資し、相互の 研究と資料の交換並びに、親睦をはか ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため 次の事業を行う。
 - 1 県内に於ける高等学校新聞の発行機関の連絡を図ること。
 - 2 高等学校新聞の編集発行に関する意見 技術等の交換を行い、また研究等向上発 展のための会合を開くこと。
 - 3 高等学校新聞の内容充実に必要な資料、 ニュースの交換、提供及び協力をすること。
 - 4 その他、高等学校新聞の発行機関(新聞部・新聞委員会・出版委員会)をもって組織する。
 - 5 埼玉県高等学校文化連盟に加入し、県 内の高等学校における文化活動の健全な 向上発展を図る。
- 第4条 本会は下記の役員を置き、選出方法 及び任務は以下の如くとする。
 - 1 会長 1名 理事会、指導委員会の推薦に基づいて総会において決定する。
 - 2 副会長 1~2名 理事会、指導委員 会の推薦に基づいて決定する。任務:会 長を補佐し、会長事故ある時は、その任 務を代行する。
 - 3 指導委員 全加盟校の指導教官を指導 委員とし、若干名の常任指導委員を置く。 (会長・副会長・指導委員は現職の教官と する)
 - 4 顧問 若干名 学識経験者のうちから 指導委員にはかり、会長が委嘱する。
 - 5 理事 各加盟校の代表1名とし、若干 名の常任理事を置く。
 - 6 理事長 1名 理事会において互選する。
 - 7 副理事長 2名 理事会において互選 する。
 - 8 高文連の理事 若干名 会長、副会長、 指導委員のうちから理事会において互選

する。

- 第5条 本会は下記の組織を設け、次の任務 を持つ。
 - 1 総会 全加盟校をもって組織し、本会 が最高議決機関とする。
 - 2 評議員会 指導委員をもって構成し、 本会の運営を指導する。「常任指導委員会」 は、指導委員会の委任によってその任務 を代行する。
 - 3 理事会 理事をもって構成し、総会の 委任によって重要会務を執行する。「常任 委員会」は、理事会の委任によってその 任務を代行する。
 - 4 本部 理事長校が本部となり、本会の 会務執行の中心となる。
- 第6条 本会の役員の任期は1年とし、再任 を妨げない。役員は、任期満了後も後 任者決定までその任にあたる。
- 第7条 本会の経費は、会費、寄附金・その 他の収入をもってこれにあたる。 会計年度は、毎年4月1日より、翌 年3月31日までとする。本会の会費 は、年額3000円とする。
- 第8条 その他、本会の運営に必要な細則は 別にこれをもって定める。
- 第9条 本規約の改正は、総会の議決による。
- ※ 平成4年6月15日 改正 平成25年6月18日 一部改正

新聞連盟組織図

